

令和6年度第1回青森市国民健康保険運営協議会 会議概要

開催日時 令和6年11月6日（水）19：00～20：12

開催場所 青森市役所駅前庁舎（アウガ）5階 男女共同参画プラザ 研修室

出席委員 山上秀夫委員、高森泰彦委員、前田正彦委員、野尻薫委員、工藤育男委員、小谷健児委員、成田昌穂委員、外館佳子委員、船木昭夫委員、成田昭子委員、平田留美委員、鳥谷部牧子委員、工藤達也委員、加藤宏臣委員、木村敏賢委員
＜計15名＞

欠席委員 なし

事務局 税務部長 横内修、税務部次長 工藤健志
税務部国保医療年金課長 佐々木潤一
税務部納税支援課長兼納税相談センター所長 松本和久
保健部青森市保健所健康づくり推進課長 種市靖子
浪岡振興部健康福祉課長 新宅雅之
国保医療年金課主幹 山内克昌、国保医療年金課主幹 三上泰
国保医療年金課主幹 坂本佳子、国保医療年金課主幹 齋藤優
国保医療年金課主幹 佐々木晶、国保医療年金課主幹 山上千鶴
国保医療年金課主査 横内智徳、国保医療年金課主査 平井琢哉
国保医療年金課主査 西澤範行、国保医療年金課主事 蝦名昇
国保医療年金課主事 室谷真美
＜計17名＞

- 会議次第**
- 1 開 会
 - 2 報告案件
 - (1) 令和5年度青森市国民健康保険事業特別会計の決算状況について
 - (2) 令和6年度青森市国民健康保険事業重点事項について
 - (3) 令和6年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて
 - (4) 令和6年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて
 - (5) 青森市国民健康保険における12月2日以降の資格確認方法等について
 - (6) マイナ保険証に係る各種データについて
 - 3 そ の 他
 - 4 閉 会

議事要旨

報告案件(1) 令和5年度青森市国民健康保険事業特別会計の決算状況について

事務局から資料1について説明を行った。

意見、質疑応答

なし

報告案件(2) 令和6年度青森市国民健康保険事業重点事項について

事務局から資料2について説明を行った。

意見、質疑応答

○委員

重点事項2の(2)について、特別災害等に遭われた方への減免等の適切な処置については賛成であるが、これまでも減免等の実績はあるのか。

○事務局

税の減免については、例えば令和5年度の申請件数は460件程度である。これを審査して承認するため、年度によって件数に差はあるが、通常はそのくらいの減免の実績はある。

○委員

件数はわかったが、金額的には幾らかの影響となるのか。

○事務局

令和5年度では、約3800万円である。

○委員

特定健診については、我々のところでやっている方には指導できるが、医療機関にかかっていない方の健診が問題で、なおざりにされている。そこを増やさない限りは病気の発見も遅れるし、治療もできないので、問題は、医療機関にかかっていない方の健康管理をどうするかである。そういう方の病気を早く発見して治療に結びつける方法を、市の広報などで強力に推進していかないと、将来また医療費が上がることになる。昔は内科では点滴希望など頻回に通院された方が多かったが、今はそういう方は少なくなっていると思う。

○委員

今、話があったように、多受診を含めかなり指導はされていると思うが、やはり受診されていない方を早期に発見して、重症化する前にきちんとした治療をすることが医療費抑制につながるものと思う。

○委員

健康診断を受けてくださる方はたくさんいらっしゃるが、毎回精検になっているにもかかわらず精検には行かない人も目立つ。そういう人のところに市町村の保健師が保健指導を行っていただくと大変助かると思う。

○委員

被用者保険の場合は間に事業主が入っているため、健診を受けた結果、要治療などの判断が出た方については直接本人にそういった勧奨はするが、それをなかなか行動に移していただけない場合は、事業主を通じて治療を受けていただくよう通知している。

○委員

健保、国保を含めてこういったことを進めていくことが必要だと思うので、併せて手立てについてもまた共有させていただければと思う。

報告案件(3) 令和6年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

事務局から資料3について説明を行った。

意見、質疑応答

なし

報告案件(4) 令和6年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

事務局から資料4について説明を行った。

意見、質疑応答

なし

報告案件(5) 青森市国民健康保険における12月2日以降の資格確認方法等について

事務局から資料5について説明を行った。

意見、質疑応答

○委員

マイナ保険証を持っていても要配慮者の方には資格確認書を希望により発行するとのことだが、マイナ保険証を登録している方については資格確認書を発行しない理解であった。これは、法令で認められているのか。

○事務局

国からの通知により、要配慮者の方々には申請いただくことで資格確認書を発行することができることとなっている。

○委員

70歳以上の方については翌年7月31日のタイミングで一斉に「資格情報のお知らせ」が交付され、それ以外の方については有効な期限が到来するタイミングでお送りするとのことであった。「資格情報のお知らせ」の意味合いというのは、例えば医療機関が停電でカードリーダーが使えない場合などに、それを提示することでマイナ保険証として使えるものと理解しているが、これだとマイナ保険証の利用登録をしているにもかかわらず、カードリーダーが使えない場合はマイナ保険証の受付ができないことになる。それでよいのか。

○事務局

70歳以上の方は、毎年1回負担割合が前年の所得により変わるため、毎年1年更新で「資

格情報のお知らせ」を配付する。70 歳未満の方は、最初の 1 回だけ交付することとなる。

○委員

それはいつ交付するのか。

○事務局

被保険者証は来年の 7 月 31 日までは経過措置期間中で有効となるので、70 歳未満の方でマイナ保険証を登録している方についてはその期間が切れるタイミングでお送りし、70 歳以上の方は 1 年更新で毎年送るということである。

○委員

先ほどの繰り返しになるが、「資格情報のお知らせ」の意味合いは、12 月 2 日に現行の保険証が新規発行されなくなり、例えばカードリーダーが不具合となった場合にマイナ保険証が使えず、保険適用にならないということがないように、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を併せて提示することによって資格情報が確認できる仕組みであるため、12 月 2 日より前に届いていないと意味がない。

○事務局

国からの通知では、あくまでも経過措置期間中で被保険者証が有効な間は、「資格情報のお知らせ」は交付しなくていいことになっている。12 月 2 日以降に今、委員がおっしゃったような停電や読取不良の際にマイナンバーカードしか持っていない場合には、過去に受診履歴があれば病院で資格情報申立書に記入していただいてもよい。ただし、申立書に記入してから審査支払機関に請求することになっているので、国からの通知では、「資格情報のお知らせ」は、あくまでも 12 月 2 日が起点ではなくて、経過措置期間終了後ということである。

○委員

申立書の場合は、一旦 10 割負担することか。

○事務局

申し立てに基づいて 3 割であったり 2 割であったりを負担することとなる。

○委員

それは、国保が特別ということか。

○事務局

いや、国保に限らない。今も、実際に審査支払機関で本人かどうか確認できない場合には、全ての保険者で案分して負担する仕組みになっていると記憶している。

あと、恐らくだが、被用者保険と国保では「資格情報のお知らせ」の取扱いが違うようである。確かに、被用者保険の場合は既に皆さんに「資格情報のお知らせ」が配られていることは承知していた。

○委員

取扱いが違う部分があるということを了解した。

○委員

マイナ保険証は、小児科の患者は特に持っていないので、勉強中ではあるが、今の話を聞くと、マイナ保険証のために負担が増えてしまうのかなと思う。手探りな状況ではあるが、子どもには向いていない制度だという気がしてならない。

○委員

マイナンバーカードは受付できるようにしているが、1人、期限切れと出た方がいた。マイナンバーカードを作ってから5年がたち、カードの期限が切れたものと理解したが、そういうことはあるのか。

○事務局

通常は5年で電子証明書の更新が必要になるので、5年経過してそのままのマイナンバーカードだったのだと思う。12月2日以降は、電子証明書の有効期限が切れても3か月間はマイナ保険証として使えるよう、国のほうで今改修を行っている。有効期限切れから3か月経過してしまうと健康保険証を持っていないことになってしまうので、保険者においては有効期限のデータを確認し、資格確認書をお送りすることになる。新たに電子証明書を更新した場合には、次の資格確認書の更新のときには改めて資格確認書を送らず、更新しない方には毎年資格確認書を送ることとなる。

○委員

マイナンバーカードを使って一番困るのは、認識されないことがあることと、全てオンラインであるため、ネットが混雑した場合に普通に読み取れるのかどうかである。今のオンライン認証でも結構時間がかかっている。このため、全員がマイナンバーカードになったときには認証に非常に時間がかかり、全国の医療機関で受付が渋滞するのではないか。大きい病院であれば何台も置くと思うが、そうでないところは1台しかない上、うまくカードを入れないと認識しないのも、高齢者にとっては難しい。だから、12月からは正直言って非常に心配である。あちこちでいろんな問題を起こすのではないかとと思っている。

○委員

今、話があったように、制度が変わる際の様々な問題点は可能性としては想定していただき、事務局としての体制や被保険者の不利益にならないような形で対応していただければと思う。また、医療機関が滞ってしまうことで治療に影響を及ぼすことのないよう、万全の体制をお願いしたい。

報告案件(6)マイナ保険証に係る各種データについて

事務局から資料6について説明を行った。

意見、質疑応答

○委員

マイナ保険証の利用率が徐々に上がってきていることは、十分認識している。でも、青森県は、各種会合を見ていると、まだまだ低い。下位に低迷しているという状況を、厚労省の方も言われていた。私が言いたいのは、今日のデータやその前の議案では、どうやってマイナ保険証を推進していくのかという話は一切出ていないこと。ほかの市の国保協議会に出たときには、7月31日に資格確認書が出る、保険証が廃止になる、そのときに通知したって遅いんだ

よと。先ほどの話にもあったが、高齢者の方はマイナ保険証を急に使えといったって使えないんだよという意見が議論の中で出ていたので、青森市としてはこれからどのようにしていくつもり教えていただきたい。例えば、広報紙に載せるといっても、広報紙はそんなに見ないのではないか。そういうところも含めて、県、市、それぞれで保険者が取り組んでいかないと、実際に保険証が廃止になった後もマイナ保険証は普及せず、いつまでたっても資格確認書を出さなければならないという、ただの事務の非効率が発生するのではないかと思うが、その辺はどのように考えているか。

○事務局

マイナ保険証の普及促進の取組に係る考え方についてであるが、広報紙は見ないとの話もあったが、まず、広報あおもりや市のホームページには、いろいろ掲載させていただいている。また、LINEを使い、登録している方には関連する情報を配信している。また、国保に加入している全世帯の方に対し、普及啓発のチラシも送付している。また、ポスター等を例えば市民センターや各庁舎などの公共施設に掲示している。また、市が主催するイベントでの普及啓発や、国保医療年金課の窓口等において、マイナ保険証の申込みや医療機関での使い方といった動画を毎日放送している。現在はこのような内容で普及促進に取り組んでいる状況である。

○委員

今、子どもは医療費無償化で旧保険証のようなものを配付されているかと思うが、例えばそれをマイナ保険証に搭載してしまえば、もっと普及するのではないか。子どもがマイナンバーカードを作るときには、たしか写真は要らなかったのではないか。

○事務局

マイナンバーカード、マイナ保険証、子ども医療費の医療証、ほかにも様々な医療証があるが、今、令和5年度、令和6年度と、全国の1割ぐらいの自治体で、マイナンバーカード1枚でオンライン資格確認等システムで公費負担の状況もオンラインでわかるような先行的な取組をスタートしている。青森市はその1割の自治体には入っていないが、もちろん今後はそういった方向で検討していくことになる。

先ほどの子どものマイナンバーカードの顔写真の件については、今年の12月2日から1歳未満の方のマイナンバーカードは顔写真がなくなるとのことであった。

○委員

マイナンバーカードを使用する医療機関の現場で混乱が生じることは、非常に不都合なことと思う。そういう面で、大変な業務量の中ではあるが、行政として子どもからお年寄りまで理解していただくための多様な広報活動を行っていただくことは必要だと思う。

今日ここにお集まりの方々の関係する組織でも、御理解をいただくような話し合いの場を設けるとか、必要なチラシや手紙が配付されるとか、様々な方法を行っていただくことが必要だと思う。

先ほどLINEのお話があったが、私のように高齢になるとLINEはあまり使いたくないとか、多様性が必要な時代であるので、そういう面を含めて取組を改めて検討いただければと思う。